

# 宮代町教育支援センター施行規則（案）

令和4年4月1日

教委規則第 号

## （趣旨）

第1条 この規則は、宮代町教育支援センター設置及び管理条例（令和3年宮代町条例第25号。以下「条例」という。）第7条に基づき、宮代町教育支援センター（以下「支援センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （開室時間）

第2条 支援センターの開室時間は、次のとおりとする。

（1）条例第3条第1項第1号の業務は、午前9時00分から午後4時30分までとする。

（2）条例第3条第1項第2号の業務は、午前9時から午後3時までとする。

（3）条例第3条第1項第3号の業務は、午前8時45分から午後4時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

## （職員）

第3条 条例第5条のその他の職員として、教育支援センター長、教育支援員、教育相談員を置く。

2 教育支援センター長、教育支援員、教育相談員（以下、「支援センター職員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

## （報酬、手当及び費用弁償）

第4条 支援センター職員の報酬、手当及び費用弁償については、宮代町会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮代町条例第17号）の定めるところによる。

## （休暇）

第5条 支援センター職員の休暇は、宮代町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年12月規則第55号）に定める基準に従い、付与する。

## （退職）

第6条 支援センター職員が任期中に退職しようとするときは、退職しようとする日の7日前までに申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

## （対象者）

第7条 条例第3条第1項第1号及び第2号に関する対象者は、宮代町在住又は町内の小学校、中学校に在籍する児童生徒及びその保護者等とする。

## （体験の手続）

第8条 条例第3条第2号に係る児童生徒の保護者は、当該児童生徒を支援センターに体験的に通わせようとするときは、プレ通級申出書（様式第1号）を在籍校の校長（以下、「校長」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による申請を受け、当該児童生徒の体験的な通級を認めるときは、宮代町教育支援センター（適応指導）へのプレ通級申出書（様式第2号）を教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）に提出する。

3 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該児童生徒の体験的な通級の可否について、校長を経由して当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(入室の手続)

第9条 条例第3条第2号に係る児童生徒の保護者は、当該児童生徒を支援センターに通わせようとするときは、宮代町教育支援センター（適応指導）通級願（様式第3号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定による申請を受け、当該児童生徒の支援センターへの通級を認めるときは、宮代町教育支援センター（適応指導）通級申込書（様式第4号）を教育長に提出する。

3 教育長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該児童生徒の通級の可否について、宮代町教育支援センター（適応指導）通級許可書（様式第5号）により、校長を経由して当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(通室日の出席の取り扱い)

第10条 前条により支援センターへの通室が許可された児童生徒が支援センターに通室したときは、指導要録上出席扱いとする。

(報告)

第11条 支援センター職員は、支援センターに通室する児童生徒に関する毎月の出席状況、指導状況その他通室に関する状況を、当該月末に校長に報告するものとする。

(通室)

第12条 条例第3条第2号に係る児童生徒が支援センターに通級する際の通室方法及び通室途上の安全確保については、当該児童生徒の保護者が責任を負うものとする。

(事故の対応)

第13条 支援センターの管理下において通室している児童生徒に事故が発生したときは、学校管理下における事故として取り扱うものとする。

(退室の手続)

第14条 通級の終了にあたっては、当該児童生徒及びその保護者は、教育長が指定する者及び校長と協議を行わなければならない。

2 教育長は、前項の規定による協議の結果、当該児童生徒の通級が終了することが決定したときは、宮代町教育支援センター（適応指導）通級終了通知（様式第6号）により、校長を経由して当該申請に係る保護者に通知するものとする。

3 教育長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童生徒を退室させることができる。

(1) 他の児童生徒に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、通級が望ましくないと認められるとき。

(2) 前号のほか、通級の必要が認められなくなったとき。

(私立学校等における取扱い)

第15条 私立学校等、宮代町立学校以外の学校に在籍している児童生徒に係る取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第8条、第9条及び第15条における手続きは、当該児童生徒の保護者と教育委員会において行うものとする。

(2) 第10条、第11条及び第13条の規定については原則適用せず、別途、当該児童生徒が在籍している学校と協議する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。